

日本放送協会放送受信規約の一部変更に対するご意見募集 ご意見一覧

※ご意見は、いただいた原文のとおりに記載しています。ただし、個人の特定につながる情報や、本件と直接関係のないご意見などについては、掲載を控えさせていただいています。いただいたご意見は、日本放送協会放送受信規約の一部変更にあたり考慮するとともに、今後の参考にさせていただきます。

団体／個人	ご意見
一般社団法人日本新聞協会	放送受信規約（素案）に盛り込まれた割増金制度の運用は抑制的であるべきだ。受信料の公平負担に向け未契約者に契約と受信料支払いを促す一定の効果があると考えられるが、ある種の「罰金」と捉えられかねない危うさがある。安易な運用によって、視聴者のテレビ離れ、さらには放送制度全般に対する信頼を損なうことになれば本末転倒だ。NHKは「割増金が導入されても、NHKの価値や受信料制度の意義を理解してもらい、納得して手続きや支払いをしてもらうという、これまでの方針は変わらない」との考え方を示しており、この方針を厳守すべきである。
テレビ大分	（規約の素案について） 今回の変更では受信契約手続や未納者に対する罰則の扱いがかなり厳格化しています。ここまで具体的に強く求めるのであれば、受信機を設置した者に対して納得のいく丁寧な説明が必要です。また一律に徴収するという制度の見直しも必要です。「NHKらしさ」を前面に出し、受信者が納得のいく制度でなければ支払うという感覚ではなく、取られるという感情になってしまいます。その溝を埋める努力をもっとすべきです。それが欠けているからいつまでたっても未納者が減りません。経営と放送を維持するために、民放がスポンサー確保に汗をかいているようにNHKは受信者への丁寧な対応にもっともっと汗をかくべきでは。
株式会社テレビユー山形	割増金制度について 今回の経営計画の修正案と同時に公表された「放送受信規約（素案）」に「受信機を設置した者が正当な理由なく定める期限までに放送受信契約書を提出せず、期限を経過した後に放送受信契約を締結した場合、契約種別の放送受信料に加え、その2倍に相当する額である割増金を請求することができる。」という「割増金制度」が変更されました。この受信規約の変更によって、貴協会が受信料の支払い等に不正があった場合に割増金を請求できるとの変更を行っていますが、この変更によって、受信者は、支払いに対するプレッシャーを感じることになり、「納得して支払う」という受信料の性格を変えてしまうことにならないかとの危惧を覚えます。一方、これまで、貴協会において不幸にして不祥事が発生した場合、視聴者は、受信料の支払いを拒否することで、貴協会への反省を促す意思表示をすることがありましたが、そうした行動を行うことにも抑止的な効果をもたらすことも考えるため、視聴者からの意見や苦情を受け止めるための措置を整える必要があるのではないかと考えます。
個人	第六条の三項なんですが、支払い方法の拡充は避けられないのではないのでしょうか。例えば、現在クレジットカードか銀行振込ですが、これを二次元バーコード等の決済も入れると気軽に支払いが滞りなく行われるではないかと思えます。そこは、ご検討ください。
個人	第64条第3項第4号【割増金の倍数は改正省令で定める上限の「2倍」と規定】などとお考えのようだが、そこまでやるのなら、ぜひスクランブル放送化を実施して欲しい 貴協会は放送の押し売りをしたいのですか？ 欲しくもない商品を倍の価格で買わされる消費者の身にもなって頂きたい
個人	放送法第64条に「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」と記載があるが、日

	<p>本国やこの国に住む日本国民を守るため、公正明大な情報の提供であれば納得するものの、そうでなく、誤った情報や特定の視点に偏った報道を行っている点で納得いくものではなくなっている。そのような状況の中、放送法に記載があるからと一方的に受信料の徴収を行って当たり前だという感覚が世間一般の認識からかけ離れている。だからこそ、これだけNHKに対する風当たりが厳しくなっていることをもっと適切に認識してほしい。公共放送をうたうなら、民放のように視聴率を稼ぐような番組は必要ない。それこそギャラが多く発生する俳優等の出演などもってのほかであるとともに、一次資料や統計の数値に基づく事実のみ伝えればよいはずである。そのために必要な金額がどの程度か広く国民に周知した上で受信料の徴収や料金改定について広く意見を求めればよいと考える。2019年8月9日の「受信料と公共放送についてご理解いただくために」の資料に、次の2つのような記載がある。①「最近、スマートフォンなどが・・・懸念する声もあります。」②「受信料制度で支えられる公共放送として、信頼される『情報の社会的基盤』の役割を果たし、健全な民主主義の発達や、文化水準の向上に貢献してまいります。」①については、NHKに頼らずとも様々な情報収集が可能であることの裏返しであり、インターネット等の普及により、「不確かな情報」について、逆にNHKの報道が不確かな情報になっていることも明るみに出てきている点も存在している。今の情報提供の内容や方法では、他に代替の手段がある以上、強制的に受信料を徴収することについて広く納得はしてもらえないだろう。②については、「報道しない自由」があるのかどうか不明だが、国民にとってとても重要な内容をあえて報道しないことも信頼性に欠ける部分である。この信頼が無くなっていることが今回の受信料支払い拒否の大きな問題であり、真に公共放送機関としての責を果たしているのかを適宜見直し、受信料を徴収する全国民にその努力の跡をしっかりと示す必要があるのではないか？公共放送であるがゆえに残っている過去の貴重映像を適切に保管することがとても大切だとは思いますが、改めて、半ば強制的に受信料を徴収するのであれば、具体的な数値や改善策をしっかりと示したうえで、説明責任を果たすことが当然である。よって、今回の日本放送協会放送受信規約の一部変更に関しては廃案とすべきである。</p>
個人	<p>受信料未納世帯への2倍額の割増金は、いくらなんでも高すぎます。暴利どころじゃないです。それと、そもそも今の受信料制度自体がおかしいです。</p>
個人	<p>受信料未払い時の割増金徴収をやるより先に徴収方法を見直していただきたい。受信機を保有している時は料金を支払っていましたが地デジに変更されてから受信機(テレビ)を購入(保有)していないのに、しつこい訪問やDMが来ます。スマートフォンも受信機能はありません。放送法と「受信料の適正かつ公平な負担」を強調するなら保有しない権利もしっかり守ってください。割増より値下げの方がNHKを視聴している方はお金を払ってくれると思います。原資は私のようにテレビを保有しないことにした人に宣伝費を掛けなければ十分あるはずですが。現代はストリーミング配信で見たい番組はニュースからバラエティーまで見れるのでNHKを必要とする人は少ないです。</p>
個人	<p>感謝と継続について いつも有難うございます。今回の値下げ、感謝しております。有難うございます。納得したうえでの受信料という意味でも、視聴者の生活に寄り添った判断であること、人それぞれ心にくるのではないかな、と思います。また、今は利用していませんが、障害者世帯への配慮があること存知しております。感謝しております。引き続き宜しくお願いします。継続かもしれませんが、取材場所を工夫したり、重要な要点は何度もくり返し放送することに賛成です。事実、一回ではよく分からないけれど、理解が大事なものは、録画して何回か見たり、新聞やdボタン等で改めて見たりしています。ニュース等の流れの中で</p>

	つかみきれないものを感じます。くり返しだと、少しは覚えると思うので、重要事項は同じ映像でも良いので、放送して頂いても良いのかな、と思います。それが、経費削減につながり、視聴者の深い理解につながれば今後も良いのかな、と思います。 よろしく願います。
個人	全く同意できない。スクランブルなら分かるが、勝手に垂れ流して違約金を取るとは何事か。NHKは不要である。民法の契約の自由を尊重せよ。
個人	割増金上限2倍は、高すぎると思います。これでは、契約率が高くなるはずがありません。NHKは、どうやったら気持ち良く契約して受信料支払ってもらえるかを考えるべきです。法律で決まっているからと押し倒すのではなく、何かしらの特典をつけないと契約率など上がるはずがありません。ペナルティに頼らない、契約の拡張方法を編み出すべきです。
個人	放送法の各項に記載されている「受信機」および「受信機の設置」について、放送法の趣旨に沿った明確化をするべきです。（受信機の設置という言葉は放送法の各項目に出てきますので、条、項を指定しません）放送協会（以下NHK）は、機材の構成要素が揃っていれば、実際に接続されていなくても「いつでも接続して視聴できる」として「受信機が設置されている」と考え裁判等でも判例が出ていますが、しかしこれは市民感情とは大きく乖離しています。この理由としては、放送法やNHKが想定する受信機の構成要素が戦後のアナログテレビの時代のままであるため、放送法の記述が非常にあやふやで都合よく解釈できることが原因です。まず、放送法における「受信機の設置」について、その構成要件として「テレビ受像機」「視聴用B-CASカード」「アンテナおよびテレビ受像機が置いてある場所までの配線」が必須の要素だと明文化すべきと考えます。これまで何故かB-CASカードについては構成要素として議論されていませんが、これは日本でのテレビに半ば強制的に取り付けられ、国民に負担を強いているものです。NHKが主体となってテレビ信号の規格・運用をこのようにしたわけですから、テレビ受像機の必須の要件であることは明白でしょう。本来なら「機器を接続してあり視聴できる状態」をテレビ受像機の設置とするのが当然ですが、現状NHKは「その場だけ外して逃れる可能性を防ぐ」という被害妄想的な主張によって機器が揃っていれば設置とみなしています。これについては以下のように問題があります。借家の住人はアンテナを選べません。もしそのマンションがBS対応アンテナであれば、勝手にアンテナ口までBS信号が届いてしまいます。そして日本で販売しているテレビで、地上波だけ視聴可能なテレビなどありません。少なくとも私は見かけたことがありません。つまり普通に生活している場合、地上波だけ見たいと思っても、テレビとアンテナがそろって勝手にNHKの解釈でいう衛星放送の受像機を設置した状態になります。国民は「テレビは地上波だけで十分」という選択すらできず、NHKに選択の自由と衛星受信料金を奪われているわけです。また、現在NHKに契約している人も、衛星契約をしていない市民の大部分がこの定義では衛星受信機の設置に該当して、NHKの言う「受信契約を怠っていた」状態になりかねません。この問題は、上記のように明文化されていれば「B-CASカードを地上波専用に変更する」だけで衛星受信機の要件から外れず、少なくともこれによって「なんでもかんでも一番高い料金を支払わされる」強制から国民が解放され、選択の自由を持つことができます。NHKおよび放送法を審査する皆様においては、国民の自由をこれ以上奪うことのないよう、正しく審議されることを希望します。
個人	>国内類似法制度の水準や割増金は公平負担の実現を期待して導入された制度であることを踏まえて、割増金の倍数は改正省令で定める上限の「2倍」と規定 割増料金を取り立てるための費用が受信料に含まれることになるがそれでは納得いかない。直ちにスクランブルをかけて未払い世帯は見れないようにすべき。公共放送

	としての在り方を言うのであれば、緊急時や正しいニュースや正月盆などのみスクランブルを外せばよい。
個人	第12条3項について、「料額が高い契約種別への変更をする必要がある場合において」、期限までに変更しなかった場合「差額の2倍に相当する額である割増金を請求することができる」とあります。公平負担の実現という観点から見ると「料額が低い契約種別への変更」があった場合には、受信機の廃棄等のあった月の翌月から解約等契約種別の変更を行った月の前月までの期間について、放送受信料の変換が必要になります。受信機を設置していない者からは放送受信料を請求することはできません。
個人	放送法改正等に伴う日本放送協会送受信規約の一部変更について 変更内容を確認したが、利用料の支払いを行っていない者が良くないということを前提として、いきなり徴収料金を正規金額の2倍を割増金とするのはいかがなものか 最近では、NHKは国営放送であるにも関わらず配慮や自覚に欠けた不祥事、行動が散見される そのような組織への信用は失われて当然である せめて、割増金が2倍に至るまでの移行期間を設けるべきではないか NHKは案内が不十分なことが多いため、徴収料金限度額の変更について国民全員に行き渡るようにするべきである 何より、2倍にするのは高すぎる
個人	4条と5条について。衛星放送はそもそも地上波の受信できない人の為の放送と言っていたのに、いつの間に違う契約に。知る権利は地上波で十分だから、衛星放送はスクランブルにしろ。スポンサーである国民の意見を無視してはいけない。チャンネル数も減らして、各県の支部を廃止、余計な人員を減らしてNHK自らも身を切らないと愛される放送局とか無理だから。
個人	規約素案第12条1項(3)及び同条2項、同条3項の割増金制度の導入について反対する。金子総務大臣は「NHKの放送を受信できる受信設備を設置した方とNHKとの契約が促され、受信料の公平な負担が実現されること」を期待した制度」としているが、「割増料金を払いたくないから契約する」というのは脅されて契約するに等しく、「NHKが国民・視聴者の皆様に丁寧な説明を行い、十分な理解をいただいた上で受信契約を結んでいただくことが重要」とする答弁に矛盾しており、強く反対する。放送法64条1項によって受信機を設置した場合の契約締結が強制されており、これを合憲とする最高裁判決が出たとは言え、まだまだ国民の理解が十分に得られているとは言えないことは、未契約世帯の多さが物語っている。この状況の中割増金を設定することは国民感情を悪化させることはあっても理解を広める方向には働かない。法律上余りにも強い権限を持つNHKが、さらにこれ以上国民を縛り付ける武器を持つことは容認できない。またNHKは受信料について受益者負担と言いながら、受信契約を強制する根拠として「公共放送」を強調する。公共放送ならば契約の有無に関わらず等しく国民全てが受けられる利益を提供するべきであって、「契約した者(負担した者)のみ利益を享受できる」というのは誤りである。規約を改悪するよりもまずこの点について政府と一体となって放送法の改正及び受信料の全国民負担(=国費運営)を目指すべき。
個人	日本放送協会放送受信規約12条について まず大枠で、NHKという一企業に国民の多くが関わる内容の懲罰的な判断を委ねるべきではないと考えます。さらに、利用者がある程度限定され、都度電車に乗るなどの行動が伴うものであればいわゆるただ乗り、キセル行為に対して懲罰的な料金を請求することが合理的な部分を認めることができると思いますが、それらの詐取しようという意志のある行為と、NHKの不払いや未契約は本質的に異なる行為であり懲罰的な割増料金には反対です。NHKとの契約というものは、財物の購入などのように当事者の直接意志によらないことがあり、気づかない間に契約と見なされる状態に置かれていることがありま

	<p>す。NHK 側が必要程度の説明を怠ったり、双方の理解に隔たりがあったりした時にもこの規約下では、NHK 側のみの判断で料金と割増料金を請求されることになりかねません。割増料金が遅延損害金のような意図であれば根拠をもって裁判等でもって請求すべきものであるし、罰金の様な意図であれば、それは一企業に与える権利ではありません。NHK が公共性の高い組織であればこそ、こういったことには慎重であるべきです。一部の民間企業がこういった規約を用意しているとか、他の企業には認められているとかいったことで NHK も同様にする権利があるかといえ、NHK はその高い公共性のためにそういった権利はむしろ制限されるべきと考えています。</p>
個人	<p>割増料金に反対。NHK はすでに税制に等しい徴収を行っているため、これ以上の国民負担を課すべきではない。</p>
個人	<p>公共放送としては肥大しすぎた感の有る所に更に金を集めるような変更は納得行かない。</p>
個人	<p>受信契約について。拒否権の無いものを契約と呼べるのか。契約と言う以上は自由意思であり拒否権が無ければならない。デジタル放送では B-CAS カード番号ごとにスクランブルを掛ける事が可能である。これは新たに機材を必要とせず NHK にやる気があるか無いかだけの問題。災害時や緊急時には一時期にスクランブルを解除する事も可能であるので非常時に NHK が見れない事を懸念する必要もない。技術的に決してハードルが高く無い仕組みにも関わらずこれを行わない合理的な理由があるとは思えない。NHK は国民に支持されていない事を承知しているからこそスクランブルを行うと大幅に受信料収入が減る事を予測し故意にスクランブルを避けているとしか思えない。以上の事から受信料の強制徴収は「見ない」という自由意思を無視したものであり賛成出来ない。スクランブルであれば拒否権も認められ、見たい人は払う、見たくない人は払わない、というごく当たり前の事が可能になる。よって、スクランブルこそが真に公平な手段であると考え。NHK は形式上は民間企業である。故に拒否権を認めない事は大問題である。</p>
個人	<p>条項を変えて 2 倍とか受信料をどうにか搾り取ろうと腐心するよりスクランブルにすれば全て解決すると思う</p>
個人	<p>第 12 条において割増金を 2 倍と規定する案は、我が国の他の制度と比較して明らかに法外である。(例えば脱税した場合ですら加算税にそれほどの割増は設定されない。) 国民健康保険料等と比べても軽減や納付免除の適用範囲が極めて狭いなかで、このような法外な割増金を設定することは、到底国民理解を得られるとは思えない。</p>
個人	<p>放送受信規約、法令の改正対応増し金関連第十二条に関して 半ば強制的に契約させている現状で、違反があった場合は二倍にするというのはあまりにも身勝手かと思えます。この案を通すのであれば契約は個人の選択で行えるようにすべきだと考えます。どうしても半ば強制的に加入させるのであれば、賃貸物件には必ず諸費用に受信料を入れるなどの対応をして下さい。</p>
個人	<p>第 6 4 条第 3 項第 4 号(割増金規定)について 割増金条項の設置に反対します。そもそも受信機を設置した段階で貴協会と契約が必須になること自体が正当でないにもかかわらず、契約が正当であることを前提として割増金を要求することは身勝手です。また、割増金請求は総合勘案の上適用とありますが、貴協会の集金人による脅し文句として割増金条項が使用されることは確実です。集金人による一般市民の萎縮が起こり、貴協会のブランドイメージ低下にもつながると考えます。この規定を設置するには、スクランブル放送の導入と集金人による集金業務の終了が必須です。</p>

個人	第12条の割増金について、「2倍」の設定はいくらなんでも行き過ぎだと思います。TV受信機を持って入れれば選択の余地なくNHKには強制加入の上、更に重いペナルティを課すというのは、納得できません。重いペナルティを課すのであれば、国民にNHKと契約しない自由も与えてください！
個人	割り増し金2倍について かなり強引で無理のある数字です。消費者金融の利息でも年率10%程度が上限なので、それに従うべきです。NHKは消費者金融以上の利息を取ることはヤミ金と、同じ扱いであるとNHKの公正さを自ら否定していることになり正しい組織ではない、と、いうアピールに、なってしまうと、思います。受信契約は任意、契約の自由を無視する放送法は違憲であると、思います。見たい人がお金を払って見るスクランブル方式に、すべきです。
個人	日本放送協会放送受信規約の変更について、割増金を設定する項目がありますが、断固として反対です。NHKの役割は時代と共に変化しており、民法により代替可能な番組がほとんどです。また私も含め、インターネットのみを利用している世帯が増加している中、国民が公平に負担するといった仕組みは現状に見合っておりません。一刻も早く、スクランブル化を検討してもらいたいと考えます。もしくはNHKしか放送できない番組のみを残し、200～300円程度の受信料に減額して下さい。コロナ渦で経済的に苦しい人々のことを真剣に考えて下さい。
個人	2倍の割増金の設定には反対。地味に嫌がらせをするのではなく、スクランブル化すれば多くの人々が納得するのは明らかである。いつまで時代錯誤の放送法にすぎているのか。
個人	第12条 国内類似法制度の水準や割増金は公平負担の実現を期待して導入された制度であることを踏まえて、割増金の倍数は改正省令で定める上限の「2倍」と規定 に対して反対です。導入するのであれば、視聴していない方が契約を拒否できることが大前提です。
個人	完全なる自由な受信契約の下スクランブル放送を実施した後であれば、割り増し料金や違約金を請求することに正当性があると考えます。
個人	NHKの受信料を支払わない人へは 割増金ではなく スクランブルかけて見れなくするのが妥当かとおもいます テレビの元である電気だって 電気料金を払わなければ止められるだけで 国民に説いて欲しい 国民の大半はスクランブルを望んでいます 損をするのはNHK側なだけで
個人	割増料について、個別事情によるとあるが、より具体的に説明すべき。そもそも近年テレビ視聴者は減り、もちろん民法放送のみ見ている、受信料を払いたくない人も多くいる。そんな中で受信料はNHKを受信可能なテレビ所有者全般に請求されているが、割増という罰則ともとられる制度についてこのような説明だけでは人々の不安を煽るだけではないか。今回の改定により更なるテレビ離れが進んでしまうことを大変懸念している。ぜひ割増料金ははじめ、受信料の曖昧な請求基準について今一度詳しく説明していただきたい。
個人	受信料未払いに報復のように二倍請求するのはまともな企業とは思えない。公営企業なのに、なせ反社会的団体のようなことをするのか理解に苦しむ。政府への監視組織として報道の方針にも疑問がある。信用できない。受信料は払いたくない人が大半なのになぜ余計反発を招くような規約を作るのか、理解に苦しむ。もっとまともな人間が運営すべき。
個人	割増金について反対 公共性がない放送内容一例えば●●●●スマホの一部機種 of 宣伝や日本国に対しての反日政策に加担した内容等行なっているにも関わらず公共性があるという欺瞞のため スクランブルの実施 放送の種類 of 簡素化を図る 税金にし、国の直接管理下にする事を提言

個人	<p>放送受信契約者の義務違反 日本放送協会放送受信規約 素案第12条について テレビの設置をためらう理由に受信料の強制があり、今や家電量販店で日本国外の会社が製造するテレビが販売されている。その理由がチューナーレスというデジタル放送を受信しないモニターのようなものだが、この設置の後にテレビとして認められることはないのかが心配だ。厳しくいうとチューナーレスを望むということはNHKを必要としないということであり、Tverやhuluなどのインターネット配信だけでドラマやバラエティがみれてしまうということがあげられる。2倍の罰金という強制的な考えの前に、国民が本当に民放をふくめて必要な放送であり納得したコンテンツではなく説明が必要。いまだに義務だの法律だのいわれているがグレーな部分が多く謎がある。またどのようにNHKはテレビがあると判断するのだろうか。アンテナがあるだけでテレビがあると判断するのか。ひどい例はカーナビゲーションのテレビでさえ映るから支払いが必要というケースも過去にあった。義務違反という聴取者が犯罪をおかしているという考えのまえに、契約をしたら払わないといけないことはわかるが、契約をしていないのに「すべき」と義務づけるのであれば前途のとおり納得がいく説明が必要だ。個人ではテレビ自体あまり見ず最近レコーダーも売り払ったため民放をふくめて、チューナーレスに移行している状態だが、この説明がない以上更にテレビ離れが加速すると思われる。現にNHKだけではなく民放も見ないという人が多いことを議論してから、見ない理由と支払わない理由をよく考えて実施してほしい。</p>
個人	<p>まず、意見提出という言い方が無礼ですね。「ご意見承り」でしょう。そういう姿勢が問題です。素案の解説文章読みました。皆様のご納得を頂いて払って頂く姿勢に変わりはない(12条1項関連)、などと低姿勢をアピールしているように見えますがさてどうでしょう。本当にそう考えているなら脅かしみたいに割増金取れますよなどという必要はどこにありますか。小生貴局の放送内容の誤りを指摘したことが有り、その対応がぞんざいだったのに立腹してしばらく視聴料(テレビ設置したら受信契約という発想は認めないのであくまで視聴料という、以下同)払いませんでした。督促に来た人は委託業者です。本来当事者が来るべきでしょう。そう言って追い返すこと数年、詳細は省きますが一応説明聞いたので今は払っていますが、集金・契約を外部委託して自分たちで汗をかかない経営体質が問題です。未契約者に対する訴訟や今回の割り増し案、貴局の官僚的体質、大企業的横暴(JRのリニアみたいなものですね)の見本のようなのです。公共放送だからと言う錦の御旗は内容がそれに相応して初めて言えることです。政府が右というものを左とはいえないなどという会長がいてどうして国民が貴局を信頼できるでしょう。国会に●●などというものが存在するようになった責任の大部分は貴局の今までの傲慢な態度体質による、と申して過言ではないでしょう。今回の素案は撤回を要求します。同時に視聴料の徴収は正規のNHK職員が当たること、放送内容の正確さ公平性についての説明は丁寧に(政府の言うようなものでないよ)行うこと。以上を要求しておきます。追伸：おはようニッポンは朝の情報としていやいや見えます。ウクライナ・中国、コロナ●●●●●●●●腹立つことばかりですが、知らないという訳にもいかないので。その深刻なニュースに次いで突然視聴料のお願いとか●●さんがいう！全く番組の性質、みている人の複雑な感情を無視してますね、これだけでも視聴料払いたくない(これは腹立ち紛れの雑言)。</p>
個人	<p>割増規定については、絶対にやるべきでない。理由としては期間内に契約しなかった、出来なかったと言う理由だけで、NHKが画一的、恣意的に解釈して運用する可能性が大きいから。恣意的に運用してないかどうかは、誰がチェックするのか？内部チェックとか身内のチェックだけではNHKは既に信用がないから、世間には受け入れられない。大体、割増を規定するよりも受信料値下げをもっと考えるべ</p>

	<p>き。先日も来年から値下げすると発表していたが、少額で批判回避の値下げである事は目に見えてる。世間では給料は上がらない中、NHK 職員は年収が高いそうだがそれを下げたくないのだろう。割増分を徴収して、更に年収を上げようとしているのか？余剰資金もかなりあって儲けてるくせに、更に儲けようとしているのか？民間企業と違って儲けを追求してはいけないのだからもっと値下げすべきであり、更にはスクランブル化をして払ってない人は観れない様にすべき。インターネット事業をするくらいならスクランブル化も技術的には出来るはずで、それをやらないのは怠慢で受信料が減少して収入が減るのを防ぎたいからだろう。観もしないNHKに月約1200円も払うのは、お金をドブに捨てるのと同じで押し売りだ。私周りでは皆そう言ってるし、私自身もそう思う。割増規定の運用を始めたら、世間から更なる反発を受けるだろう。自分らの儲けばかり考えるな！</p>
個人	<p>ネットで話題になっていたので拝見しました。受信料制度をあくまで堅持しようとするNHKの意気込みを感じました。受信料制度という利権は手放せないですよ。これで反NHK勢力は益々勢いづくでしょう。これで若者から多くの世代でTV離れが加速するのでしょうか。栄枯盛衰は世の習いと言いますが、本当にその通りだと思います。NHKと二人三脚で歩んできた日本TVメーカーは価格競争に破れ、消滅したのにNHKだけは法に守られ、これからも君臨していこうとする。コロナ禍、物価高で苦しむ国民から容赦なく年貢のように受信料を取り立てる。まるで江戸時代によります。だからNHKは徳川家康が大好きなのでしょう。私も終活と共にNHKとの契約終了を真剣に考えようと思います。NHKを見ながら生きてきた私ですが、今は本当にNHKは視聴しないのです。昔視聴させていただいたので受信料は契約とおりに払いますが、契約条件がなくなればもう払いません。2025年放送100年だそうです。巨大な新放送センターも完成してNHKはお祝いムードでしょうが、受信料制度の根幹は音を立てて崩壊寸前ですね。時代の変化の早さの恐ろしさを感じます。NHKとの契約が終了すれば受信料制度がどうなるか、NHKがどうなるか、私にはあまり関係ないこととなります。国鉄も日本たばこも通ってきた道です。戦前から戦後、我が国の放送事業を牽引してきた公共放送の役割はもう終わったのでしょうか。</p>
個人	<p>「第12条 国内類似法制度の水準や割増金は公平負担の実現を期待して導入された制度であることを踏まえて、割増金の倍数は改正省令で定める上限の「2倍」と規定」について2倍とすることに反対する。例えば遅延損害金の法定利率は民法404条2項により年3%とされている。公共放送を行う団体ということであればNHKにおいても法廷利率での割増しに留めるべきである。また、公平負担のためにもフリーライダーを無くすことは重要な業務である。受信料を支払わない方に対して無料で利益を享受できる状況を止めることを望む。具体的には地上波放送、BS放送のスクランブル化である。受信料を払う者だけが視聴でき、支払わない者は視聴できない、これが公平ではないだろうか。スクランブル化に関する費用に関しては受信料の契約収納費を振り替えで可能ではないだろうか。</p>
個人	<p>反対します。</p>
個人	<p>12条において「改正省令で定める上限の「2倍」を請求する」とありますが、この数字は他の法に則しているのでしょうか。法外であると考えます。何より、この2倍という法外な数字を認めると他業種/他者が追随しかねません。延滞税などに準じた値にするべきです。</p>
個人	<p>第12条 国内類似法制度の水準や割増金は公平負担の実現を期待して導入された制度であることを踏まえて、割増金の倍数は改正省令で定める上限の「2倍」と規定とあるが、2倍ではなく年0.146倍が妥当と考える。一般的に遅延損害金は年14.6%であるから、年0.146倍が妥当である。他制度において、生活保護費</p>

	<p>必要ないサービスであると証明している証拠でしかありません。そもそも貴社の立ち位置自体公共放送と言う不鮮明なものなのも問題です。いい加減世間からの指摘通り、スクランブル化をするか国営化するかのどちらかはっきりすべきではないでしょうか？ 特に公共放送と言いながら韓国をゴリ押しし、統一を擁護している点は腹立たしいです。この件も閣議決定でゴリ押しで決めた様ですが、この事中以降の●●●、特に●●政権については余りに横暴で、現実が見えていない机上の空論のみで物事を進めすぎです。世間では国葬が言われていましたが、それ以外でもコロナ禍の無症状者の野放しにする決定やマイナンバーカードにおける保険証の廃止、関係ない高齢者への子育て世代への負担など身勝手且つ横暴な政策が多すぎであり、これもその一つであるにとらえられるでしょう。ただでさえ、右も左も政治活動家こそ先鋭化し、机上の空論や思想や私利私欲ばかり優先し、現実が見えていない有様なのは、昨今の経済悪化やコロナ禍による社会の衰退の状況が見えずこれ等の政策をしているのを見ても判る事でしょう。この様な事ばかりだからこそ、貴方達NHKも含め上級国民等と世間でも揶揄されるのです。いい加減にしてください。それでは失礼な点はあると思いますが、ご意見の方失礼しました。</p>
個人	<p>受信料が高すぎます。番組表を確認しても見るものは一切なく、NHKをつけることはまずありません。それにもかかわらず、Netflixやアマゾンプライムビデオなどよりも高い料金が設定されており、支払いをすることに納得がいきません。そもそも、契約の自由があるはずなのになぜ強制的に支払をさせられるのでしょうか？ しつこく、非常識な取り立てなど何度も問題になっていると思います。ここは民主国家ではないのでしょうか？ NHKには、契約の「自由」と、受信料の減額を強く求めます。受信料はどんなに高くてもこんなコンテンツばかりでは年額5000円が関の山です。また、今後受信料金を2倍請求できるようにするなど論外です。また、契約期間を設けるのもありえません。強制加入が前提となることがまず法律を無視しているようにしか思えません。いまだき紅組白組などと男女をわけ、差別をするような人たちにお金は出せません。税金負担が増え、給料があがらないひとたちからお金をむしり取ることばかり考えずまず、給料の見直しやそれぞれの予算の見直しからしたらどうですか？ちゃんとまともな仕事をさせていただきたく思います。</p>
個人	<p>第12条割増金、上限2倍について、絶対に反対します。NHKは、受益者負担の原則に基づいて、スクランブルにすべき。次善の策としては、地上波1波だけとし、衛星放送から撤退すべきなど、経営努力をして欲しいです。</p>
個人	<p>割増金・遅延金の遡及期間或いは上限を設定すべき「国内類似法制度の水準や割増金は公平負担の実現を期待して導入された制度であることを踏まえて、割増金の倍数は改正省令で定める上限の「2倍」と規定ある。」なぜ2倍かが説明不十分。NHK受信料は数十年に渡り支払うものであり、割増金を期限なく遡及できる場合、その額が数百万円以上(例：未納期間50年、受信料2万円/年の場合、受信料100万円、割増金200万円)となるケースが考えられる。税金滞納の時効は「5年間」と法律で決まっている。また国税調査の重過失の場合でも対象期間が7年間と設けられている。NHKの割増金設定だけ無期限で高額な罰則を与えている。もしこのような上限なしの高額な割増金請求に関する裁判を行った場合、視聴者の利益を一方的に害するものとして無効と判断されるのではないのでしょうか？ NHKの現案には不備があるので、割増金の倍率を下げる、或いは、上限・遡及対象期間を設定すべき。また、受信料契約は長期間で視聴者側からはサービス停止が求められない契約です。普通で有れば支払いなければサービス停止で済みますが、それができません。支払いの延滞金についても上限金額或いは訴求できる期間を設定すべき。</p>

	もなく、アンテナを提供してくれる訳でもありません。現状、増幅器がないとNHKは受信レベルに届かず映らない。全世帯の受信料を1割下げのを辞めて、電気代もかかるいる増幅器家庭の不平等を改善してほしい。以上
個人	以下1.～3.の理由により、スクランブル化(視聴を希望する人が自ら申し込み、受信料を支払う)を希望します。1.徴収コストの削減が期待できる。テレビの無い先に手紙や集金人を送り付ける無駄が解消できます。2.設置早々から受信料が発生する。第3条の素案には「受信機の設置の翌々月の末日までを契約申込み期限に」とありますが、視聴を希望する人は設置早々に申し込むものと考えられます。3.第12条の素案(割増金に関する規定)が受け入れられやすい SNS等を見ていると、あくまでも「視聴していないのに受信料払わされるのは納得いかない」が大多数であるように感じられます。
個人	違約二倍の例が解約の不正というが、解約は自由です。NHKが内容について認める認めないはあり得ない。契約者が死亡した。受信設備がなくなった、これらを受信者が証明立ててNHKが認めないといけないのか?このような案を出す会社とは契約すること自体があり得ないというのが一般社会の常識と思うがどう考えているのか?
個人	第12条について、割増金は事由に該当する場合に一律に請求するのではなく、個別事情を総合勘案しながら運用していく方針→具体的な方策がないのであれば言ったもの勝ちです。どう総合勘案するのでしょうか?そもそも、なぜ日本国民からしか受信料の徴収しないのでしょうか?今日、NHKは日本以外の国で放映しているにもかかわらず、海外国民から徴収しないのはいささか不公平に思える。また、受信料を支払っているにもかかわらず、放送の質は下がる一方な上、必要な情報が入ってこない。さらに、一部国を持ち上げ、日本を貶めるような放送をしているため、受信料を支払っている日本国民を無下にしているようにしか見えない。放送の質を上げ、日本に有益な情報の発信をしない限り、NHKはおろか、テレビ番組そのものに価値はない。
個人	今回の割増金2倍の請求や、スクランブル化に対する回答やその他Q&Aの回答を見ているうちに、正直なところ気持ち悪さを感じました。Q&Aは屁理屈ばかりですし、「こう決まっているから」と規約を独自解釈して利用者に不利益を被せる悪徳業者と対応をしたことがあります、その時と同じ印象を抱きました。私はNHKを契約済みで受信料を支払っているのですが、今回の規約変更や前述の印象から、NHKとの関係を断ってしまいたいという思いが強くなりました。なので、受信機は手放し、解約をするつもりです。こういう思いに至る人は決して少なくないのではないのでしょうか?仮にそのような意見が提出されていないとしても、それは意見の提出の仕方が分からなかったり、時間や心理的な余裕のなさなどからなされないだけであり、内心ではそう思う人は少なくないと思います。法律やNHKの立場や目的などありますが、それらはそもそも利用者がいてこそそのものです。その大前提をよく考えれば、本当にやらなければならないことが見えてくると思います。
個人	規約が長く、どの項目に現在の仕組みが絡み合っているか確認することすら面倒。分かりやすく丁寧に説明出来る資料を別紙にまとめていただきたい。DX社会に合致した構造改革を希望します。私は、NHKの番組大好きです。AMラジオも小学校時代から変化なく大好きです。アナログ的な良いところ、DXで良くしたいところ 両立して頂きたいです
個人	受信料の延滞の割増金を上限の2倍にするということですが、2倍に達するまでは、日割りの利率を決めて割増するべきです。利率は市場の金利を考慮して、年率0.001%が適当です。

個人	<p>規約第2条に定める受信機はテレビやスマートフォンなどのテレビジョン放送を出力する装置ではなく、電波を受信するアンテナのことを指すと思うのですが Q&A 受信契約とはなにかの項目に NHK の放送を受信できるテレビ（チューナー内蔵パソコン、ワンセグ対応端末などを含みます）を設置された方に、結んでいただくものです。この放送受信契約に基づき、放送受信料をお支払いいただきます。との記述があります。テレビ自体がテレビジョン放送の電波を受信することはできませんので、もし Q&A が正しいのであれば受信機ではない文言へ変更する必要があるのではないのでしょうか 衛星放送（BS）を視聴するためにはどうすればいいかの項目には お客様が個人で衛星放送（BS）用のパラボラアンテナを設置するほか、お住いの集合住宅に共同受信用の BS アンテナが設置されている場合に視聴できます。その他に、ケーブルテレビ会社やひかりテレビに加入して視聴する方法があります。パラボラアンテナを設置する、BS アンテナが設置されていると明確に記述してあるため受信契約の Q&A が誤りであるのかとも思います。受信機ではわかりにくいので規約をアンテナまたはケーブルテレビの受信設備等に変更したほうがわかりやすいのではないのでしょうか</p>
個人	<p>受信料未払い分の2倍徴収の件がニュースになっておりますが、国民大多数の意見はおそらくスクランブル化です。来年から受信料引き下げとなりますが、それでも高すぎます。余計なタレントを活用したりせず、必要最低限な人員で公共放送らしい放送を望みます。</p>
個人	<p>割増金が導入されても、NHKの価値や受信料制度の意義をご理解いただき、納得してお手続きやお支払いをいただくという、これまでのNHKの方針に変わりはありません。つまり、納得しなければ支払わなくても良いという事ですよ？それなのに契約期間を設けて2倍の割増料金を請求するとか納得出来るわけないでしょ。あまりにも事業者の自分勝手なやり方に不満があり、納得できません。そして、ほとんど強制的に徴収。ごちゃごちゃ言わないで、スクランブル放送化をして下さい。本当をお願いします。視聴者に選択の権利を下さい。</p>
個人	<p>まず、公共放送と名乗るのであれば、他の公共サービス（電気・水道・ガス等）と同様に、支払いがされない場合において、受信ができない措置（スクランブル放送等）で、サービスを受けられない状況を作る必要があるのではないのでしょうか？第2条5項に「受信機の設置」は記載あるが、その受信機を作動させる電気がなければ受信機としての機能は果たせません。重ね重ねになりますが、公共サービスの電気は契約しても支払いがなければ供給は停止されますし、電気がなければ受信機により視聴はできません。しかしながら、同様に公共と名乗る電波（放送）については、受信契約はしても支払われない場合に、取立て等の仕組みはあるようですが、受信料を支払わない契約者へ受信できない状況を作る措置がありません。Bキャッシュカード等により、個々の受信機において、受信できるチャンネルを提供する仕組みは、WOWOWをはじめ、他の有料放送でも可能ですし、現にBS放送において受信契約してない受信機にメッセージを表示させる事も技術的に可能ですので、公平性を正すならば、「受信契約を結び支払いをしなければ、そもそもNHKを表示しない！」と強い姿勢をしめし、受信料を下げる、支払わなければ増額を請求するなど、くだらない労力の消費はおやめください。</p>
個人	<p>規約とは法律でなく、NHKとの契約に同意し契約を締結した者に対し法的効力が発生するもの。NHKだろうが総務省だろうが、このような違法な請求を徴収できる根拠は無いのでは。そもそも割増金って言うてるけど、何に対する割増金なんだ？受信料というのなら法的に受信料が請求可能になる要件を時系列と共に示せ。未契約者に受信料が請求可能になる要件も示せ</p>

個人	<p>受信規約において使用される「受信機の設置」の文言については、以下のとおり疑義があるので、明確となるよう解釈の明確化または運用の修正が必要と考えます。</p> <p>すなわち 私は一人暮らしです、住民票の存在する市町村の住居(実家)と、そこから遠く離れた住居(退職するまで住んでいた家)との二地点間を概ね2ヶ月程度の間隔で移動します。テレビはそれぞれの家に存在します。しかし留守時には、電源はコンセントを抜いています。受信料はテレビが設置されていれば必要とのNHKの考えにより当初2箇所の受信料を支払っていました。しかし、それは不合理であると私が意見(下記の意見)を提出した後に、一時期は、片方は別荘とみなしてして1.5箇所の受信料とすることになりました。さらに、その後に同様の意見を何回か提出し、現在は一箇所の受信料を払うことで良いとなっています。現在の一住居分の料金は適正であると思っています。ただし、移動した場合はその都度に住所の変更届を提出することになっている。これも面倒な話です。以上は、私が何度もしつこく意見を出して修正してもらった結果です。しかしNHKはこの「受信機の設置」という言葉にこだわっており、電源コードを接続しているかどうかではなく受信機が存在するかどうかであるという考えに固執し、主張を変更していません。法律に関わることなので容易に変更することは難しいかもしれませんが、私の意見でもわかるように、その考えだと実に不合理な部分があることは明確です。よって、より適正な解釈または運用に修正すべきだと考えます。記 [意見] 一人暮らしの住人が、所有する複数の住居を移動する場合、それぞれの住居に受信機が設置されているとしても、当人が視聴することが可能になるのは、一の住居においてだけであり、他の住居を含めた複数の住居で同時に視聴することは不可能である。したがって、私の場合に視聴料を複数件分を請求することは不合理極まりない。つまり、受信料に係わるNHKの法律の解釈または運用には無理がある。(法律の解釈または運用は国が行うことなので調整が必要と想像しますが、)</p>
個人	<p>本当にNHKはやりたい放題で呆れる。私はテレビを売却することを決意しました。</p>
個人	<p>放送受信料の免除 公的扶助受給者減免<TAB>生活保護法に規定する扶助、またはハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する援護を受けている場合<TAB>全額 身体障がい者減免<TAB>身体障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合<TAB>全額 知的障がい者減免<TAB>所得税法または地方税法に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障がい者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合<TAB>全額 精神障がい者減免<TAB>精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合<TAB>全額 災害被災者減免<TAB>災害救助法による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた場合<TAB>全額 視覚・聴覚障がい者減免<TAB>視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障がい者手帳をお持ちの方が、世帯主である場合<TAB>半額 重度の身体障がい者減免<TAB>身体障がい者手帳をお持ちで、障がい等級が重度(1級または2級)の方が、世帯主である場合<TAB>半額 重度の知的障がい者減免<TAB>所得税法または地方税法に規定する特別障がい者のうち、児童相談所、知的障がい者更生相談所、精神保護福祉センターまたは精神保護指定医により重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主である場合<TAB>半額 重度の精神障がい者減免<TAB>精神障がい者保健福祉手帳をお持ちで、障がい等級が重度(1級)の方が、世帯主である場合<TAB>半額 生活保護世帯 満80歳以上の高齢者世帯<TAB>世帯主が視覚・聴覚・重度(1級)精神障がい者の世帯 年金受給者(生活者)かつ住民税非課税(均等割も非課税)世帯 半額減額または全額免除 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p>

	(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 1 項及び第 24 項の規定によるサービスを利用する者(当該付添人を含む。) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 19 条の 2 第 1 項の規定により小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けている者及び同法第 21 条の 5 の 2 の規定によるサービスを利用する者(当該付添人を含む。) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)第 7 条第 4 項の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者(当該付添人を含む。) 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者(当該付添人を含む。) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)第 7 条第 4 項の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者 半額減額または全額免除
個人	無期限に過去に遡り 2 倍という高額な割増金を請求できるのは、視聴者に著しい不利益を生じさせる違法ではないですか? このような高額な割増金を設定するなら上限額の設定や受信しない権利、資産差押えなど、弱い立場である視聴者が異常な割増額の罰則を負わない措置を検討すべきです。
個人	1) 受信料の全額に対して 2 倍の割増金を設定することに反対です。現在の NHK の番組には公共放送と呼べないものが多くを占めており、その費用全てを割増金の対象とすることは視聴者に著しい不利益が生じます。(現在、視聴者の多くは公共性がないと思う番組に対しても無理矢理受信料を支払っています) 総務省の検討会、有識者ヒアリングの中では、NHK の分割案も出ていていると聞いています。スリム化した公共放送として、ニュース・天気予報・児童番組などは義務的受信料で維持(現行より大幅に減額)し、ドラマなど他のコンテンツ放送事業は付加料金(選択的受信料)や広告などを入れるという提案があることです。有識者からこのようなコメントが出るということは、令和時代の今、NHK が公共性ない番組を多く放送している懸念があります。このような疑義がある中、高額な割増金を受信料全額に設定することは検討不十分で、視聴者に不利益が生じます。有識者や視聴者の意見を正しく調査・分析し、何が公共放送に該当するのか樹脂料を負担している視聴者の視点(NHK 視点ではなく)で明確にすべきです(民放や民間メディアができる番組は公共放送ではありません)。NHK は、公共性がある番組や活動のみに割増金を設定すべきです。 2) NHK は「割増金は、事由に該当する場合に一律に請求するのではなく、個別事情を総合勘案しながら運用していくものと考えています。」とっていますが、これは口約束で信用できません。特に現案では、「第 12 条 3) その他放送受信料の支払いについて不正があったとき」と曖昧な表現があり、解約虚偽以外でも NHK が不正と思うものはなんでも対象にできます。国会審議の「協会は、受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度について、まず受信契約についての理解を得るため最大限努力し、真にやむを得ない場合にのみ割増金の徴収を行うこと。」で指示された「NHK の努力義務」に関する記載や「真にやむを得ない」と言う点も曖昧にしています。国会審議に沿った正確な条文になるよう再検討をお願いします。
個人	1. 「12 条の 2、受信料の支払いの延滞利息」については、割増金は対象にならないと理解しています。この理解が正しいか教えて下さい。 2. 割増金を 2 倍ではなく、0.5 倍にすべきです。最高裁が受信料の強制徴収を合憲とする根拠として「受信料の金額については毎事業年度の国会の承認を受けなければならないなど、内容の適正性・公平性が担保されているので、そのような受信契約を強制することは目的のため必要かつ合理的である。」をあげています。しかし、国会の審議では NHK の予算や受信料がそのまま承認されるだけで、受信料を負担する視聴者の考え(視聴者が期待する公共放送としての適正性や公平性)を全く反映してい

	<p>ません。国会は国民を代表するといっておきながら、NHK に対しては十分に機能していません。 そのような政府と NHK で一方的に合意された受信料に対して 2 倍の割増金という高額を設定することに反対です。多くの視聴者は公共放送の在り方を見直しを希望しており、公共性がないものはスクランブル放送にすべきと主張しています。そのような視聴者と政府・NHK の意見が分かれているなか、NHK が設定可能な MAX 額を提言することに違和感があります。再考をお願いします。 3. このような高額な割増金を設定するのであれば、何が公共放送に相応しいのか、視聴者として負担できる受信料はいくらなのかをしっかりと議論する機会を設けるべきです。令和時代では様々なメディアが登場し、NHK の公共性や放送番組の質が著しく低下して、NHK は受信料相当の価値を提供していません。 視聴者から見ると受信料は本当に無駄金です。それに対する割増金に不快感があります。</p>
個人	<p>以下の条文については、民法 92 条に準じて削除すべきではないでしょうか？ また、国民に 2 倍の割増金を設定する前に、NHK が受信料の公平負担や適正経理の観点から正しい管理がされているか点検すべきではないでしょうか？ 削除すべき条文：（支払いの延滞）第 12 条の 2 NHK は、放送受信契約者が放送 受信料の支払いを 3 期分以上延滞したときは、 当該放送受信契約者に対し、延滞した放送受信料に加え、1 期あたり 2.0%の割合で計算した 延滞利息を請求することができる。根拠となる事例： 鹿児島県の裁判にて NHK が延滞利息分 547 円を訴訟請求されています。被告が民法 92 条の慣習を根拠に支払いを拒否したところ、10/19 に NHK が自ら裁判を起こしながら請求を放棄され終結しています。 また、退職された NHK 職員の記事によると「私は延滞利息の請求は不要と指示された」などのコメントも出ています。 これは公平負担と言いながら NHK が都合よ規定を解釈して延滞利息分を勝手に放棄し、組織ぐるみで不正経理を繰り返していたのではないのでしょうか？ 条文削除の検討と過去の経理に不正はなかったか確認をお願いします。 <民法第 92 条> 法令中の公の秩序に関しない規定と異なる慣習がある場合において、法律行為の当事者がその慣習による意思を有しているものと認められるときは、その慣習に従う。</p>
個人	<p>改正内容を見ましたが、 NHK 側の権利を一方的に強化することで 従来のバランスを大きく崩すものであり、視聴者の立場では到底 受け入れられるものではありません。 過去の例をみても、これまでであれば NHK の不祥事に対して対抗 手段に出たこともありましたが、そうした視聴者の権利が奪われるものと考えます。 視聴者に対するインセンティブの要素が極めて薄く、改正に賛同 する必要性がありません。</p>
個人	<p>全く、自分に有利になる悪法である、顔を洗って出直せ、 、 まず、NHK の内部留保金には、莫大な課税を貸すので、覚悟をしておけ、NHK が日本の景気を悪くしている、 、留保金を即座に日本に流通させよ、 、命令だ、 、</p>
個人	<p>地上 1, 225→1, 100 円、 B S 2, 170→1, 950 円にして恥ずかしくなく「値下げ」とほざいているが、詭弁も甚だしい。 地上と B S との料金との差額、つまり B S 相当料金は変更前 2, 170-1, 225=945 円、変更後は 1, 950-1, 100=850 円だが、 2 局から 1 局になるので 1 CH あたりの料金は変更前 472.5 円、変更後 850 円であり何と 80%もの大幅値上げである。 提供するサービスを半分にして料金はわずか 10%しか下げないなんて、こんな非常識なことがあるだろうか！ こんな案を恥ずかしくなく提案する NHK の人にも理解できるように、簡単な例で説明しますが、この案は「リンゴ 2 個で 200 円だったものをリンゴ 1 個で 180 円に『値下げ』します」と言っているのと同じです。 NHK の人は頭がどうかしてるんじゃないでしょうか？ B S 1 局に削減して 10%値下げした B S 料金の適正料金は $945 \times 1/2 \times 0.9 + 1, 100$ で 1, 525 円です。こんな案を平気で提示する NHK の人には難しす</p>

	<p>ぎて理解できない計算でしょうけど。お前ら、国民をあまりナメたことばかりしてると、今に本当に解体されるから覚悟しとけよ。NHKがなくなって本当に困る国民なんて、NHK社員以外誰もいないんだからな。</p>
個人	<p>bs プレミアムは是非とも残して下さい。先般手紙で放送画面の改善（成るべく不要な字幕を廃止）を含めてお願いした者です。民放を含めて一番良い番組と思っています。</p>
個人	<p>受信料学生免除ということですが、これは単純に公平性に反します。NHK は以前「公平性のために、受信料免除の対象は限定的とする」と宣言していたのに、こうして次第に対象を拡大する。話が違うでないですか？ 学生免除とは、政府の意向に沿った故ですよ？ 政府が「子ども・若者支援政策」をスローガンに掲げる政府に同調したものですね？ 公共放送が、政府と絡むことは不適切です。例えば極端な話、ナチスのような独裁が、ユダヤ人憎悪を拡散させているのを、そのまま視聴者に橋渡ししてしまうということですよ？ すでにこういった傾向は出てます。政府は政府。公共放送は公共放送であり、別組織です。癒着しないでください。そして、受信料免除対象を広げれば当然、収集できる受信料の額は減る。すると安上がりな番組ばかりとなり、視聴者が良質な番組に触れる機会を失くす。制作に大して費用も労力も掛からない企画ばかりとなる。例えば「子どもの貧困」でまた埋め尽くされるのだろう。ましてや、「子どもの貧困キャンペーン」を啓蒙したい政府。財政難のNHK。「金銭援助してやるから、子どもの貧困番組どんどん作れ」という政府からの申し出を、NHKにとって断る理由があるのでしょうか？ 財政難のために、更にNHKと政府との共依存関係は拍車掛かるでしょう。共依存関係とは、政府と統一教会との関係そのものです。またも「子どもの貧困」だらけに、連日こればかりになるのでしょうか？ そんなもののために、受信料を徴収されるのでしょうか？ ふざけるな。</p>
個人	<p>BS2K を廃止するより、BS4K を廃止して欲しい。というのは、BS4K というのは解像度を増やしてるのだけど、BS2K の画像に比べると全く同じ画像にしか見えない。また、今のテレビだと BS2K のチューナー内蔵テレビは多いけれども BS4K チューナーを内蔵しているテレビは少ない。その為、BS2K テレビのユーザーから見ると見られる放送が1波減った印象にしかならない。技術的には、BS4K、BS8K はデジタル量が多く受信しないとアナログデータに変換できない問題があって、電波がテレビに映るまで数秒の遅れが生じている。BS2K のデータ量だけで、行列演算をすれば、今のテレビは同じようにうつる。また、音声についても BS4K の利点であったドルビーサウンドを使っている BS4K の放送を聞いたことはない。したがって、BS2K を1波廃止するよりは、BS4K を廃止して欲しい。</p>
個人	<p>素案は国民の公平な負担になるようにとあるが、テレビを持たない世代や若者が増える現状で今までと同じ受信料徴収ではそもそも不公平だと思う。割増金の提案よりも契約者のみに放送できる仕組みを整備したりする方法を考えた方が公平さはあると感じる。これがテレビを持たない人からも受信料を徴収するための法整備へ向けてのものだとしたら悪質だと思うので、やはり全体を見て思うのは実質的な全国民からの受信料徴収方法がネット社会の現代にそぐわないので現在のNHKのあり方を見直すべきというところ。なので、今回の一部規約の変更については反対です。もう一度議論してほしい。</p>
個人	<p>素案資料4ページの法改正の国会審議の経緯について、「まず受信契約についての理解を得るため最大限努力し、真にやむを得ない場合のみ割増金の徴収を行うこと。」とあるが、たびたび耳にするスクランブル放送を行い必要と感じる人だけが受診料を支払う、という形をとることができないのはなぜでしょうか。スクランブル放送を実施せず設置するだけで徴収、とするのであれば昨今の状況から、若い世</p>

	代になればなるほど無料配信サービス、有料であっても同程度の支払いで済む NetFlix などがあるためそちらで十分と考え、テレビすら持たない人たちが増えるのではないかと思います。逆にスクランブル放送を行わないのであれば、それについての説明をしっかりと行わないと納得したうえで支払う人は少ないのではないかと、と肌感覚で感じております（自分も仕方なく払っている側面が強いです）
個人	第1条について、契約は個人の自由とし 契約者だけが見る事ができるようにしてほしい(スクランブル放送) 契約する人としらない人がいて不公平感があります。何十年もこの状況が続いているのに 一向に改善されない事が腹立たしいです。受信料を支払っている人が支払っていない人に「バカ正直」だと笑われるのはあってはならない事です。
個人	いつも NHK 番組を楽しく観ています。大それた意見ではないのですが、以前から思っていたことをこの機会に2点お伝えしたいと思い、提出します。1つ目は、できるだけ時報を画面に表示してほしいです。NHK をつけっぱなしで家事などを行っていることが多く、ふと今何時か気になるとき、画面に時刻が表示されているとありがたいです。民放番組の方が時報を表示していることが多く、車での移動中は、あえて時報も合わせて表示している民放番組にしてしまうことがあります。2つ目は、朝ドラの主題歌が流れるときに、字幕を付けてほしいということです。朝ドラの主題歌は、とてもすてきな曲が多く、ちょっと口ずさみたくなりますのですが、音声だけだとよく聞き取れない言葉もあって、何て言っているのだろうと、とうとうその朝ドラが終わる間際までモヤモヤしていて、やっと SONGS のような番組で字幕が出てわかったということも多いです。せっかく良い歌詞なのだから、毎日表示していただけるとうれしいです。以上よろしくお願ひします。
個人	そもそも契約と言うのは自由で一方的な内容で契約を強制する現在のやり方は間違っている。テレビ受信機を持っていても契約をしない自由を担保するべきでありそれをする技術もあるのに実施しないのはそれを怠っているのは今すぐに改善すべきだ。スクランブルをかけて契約を希望しない人とは契約しない自由を犯すべきではないので 規約の一部変更でなく受信者との対等の契約内容に変更すべきだと思う。私はNHK と受信契約を結んでいるが、望まない人の自由な契約の権利を尊重すべきだと思う。
個人	今回の変更点は、受信契約をしていない人に契約を強制し、罰金を追徴することを推進するような変更となっておりますが、そもそも契約していない人がNHK 放送を見ることが出来るのが間違っていると思います。近年若者のTV 離れなどと言われますが、NHK の受信料がその原因となっている面もあるのではないかと思います。このような変更でさらなるTV 離れを加速させるより、スクランブル化などによりNHK を見たくない人からの受信用の徴収をしないようにするべきと愚考いたします。
個人	2倍として根拠が不明です。インターネット放送受信者からの徴収を永続的に行わないことも明記ください。
個人	今回の放送受信規約変更素案を、全面撤回すべきである。NHK 受信料の在り方については、裁判所には判断を求めたのであろうが、受信者に向けて、真正面から判断を求めたことがあつたらうか。国会ですら、その投票率が低迷しており「真の『国民の声』」とは言い難いことは、NHK 自身の知るところである。各種の情報を、放送法施行の時とは比較にならないほど、多種多様なメディアから受け取ることができた今日、NHK がすべきことは、そんな中「改めて『NHK の存在意義』を問う」を、市民に対して、直接問うことであり、司法判断を振りかざして「『脅し』をかけて、受信料を奪い取る」ことではない。今回同時に示された、NHK 経営契約の見直しと合わせて、一旦白紙撤回すべきである。

個人	附則について 施行日以前のことに、遡って割増金を適用するようになって いるが、これはやりすぎだ。 施行日以前の事項については不遡及とすべき。 一般 の法律でも、不遡及の原則がある。 ましてや、法律ではないNHKの契約文言なの だから、一般の法律を超えたような内容は認められない。
個人	お世話になります。 単身赴任の方の受信料徴収はやめていただきたいです。 受信料 を本宅で払い、単身赴任先でも払い負担感が大きいです。 正直なんで単身赴任先も 払う必要があるのか疑問です。 多くのサブスクリプションサービスでは、1つのア カウント(契約)で数台視聴できますよね。 物価高に加えて生活費が二重にかかって います。 お客様番号で本人確認ができれば免除してもらいたいです。 よろしくお願 いします。
個人	テレビがあると言うだけでNHKを普段見ない人も受信料を払わなければならないと 言う考えは、もはや国民からの理解が得られないものであると考える。 私や同年 代の友人も見ないNHKへの受信料を支払うぐらいなら、テレビを持たずにYouTube やアニメや映画のサブスクなどをスマホで見ると言う人が多いし、その方が楽しか ったりする。 今回の受信規約の改定で受信料不払い者に対して割増金を2倍まで 請求できると案が記されているが、罰則強化で支払いを促すようなやり方に見えて やはりいい気はしない。 仮に割増金を2倍支払ったとしてもその人がNHKを見るよ うになる訳でもないし、支払いを始めようとする意思も生まれないと考える。 この 制度にも納得出来ないのではないかと思う。 時代が進み考え方の多様性が進んだ 現代では、今までの公共放送や受信料の意義を、国民全員が納得できる形に変えな なければならない。 スクランブル放送や、受信料の撤廃、もしくは税金として給料 から一律に差し引いてそれで運営する。 テレビの購入とセットでその場でNHKとの 契約も交わす。 など、全員が支払うか支払わないか、希望する人だけ支払うかぐら いのもっとシンプルかつ平等感があるやり方が受け入れられると考える。
個人	規約変更の目的が、受信料の適性かつ公平な負担を図るため特定の未払者(未収納 金 219 億円、回収不能 138 億円)を対象に罰則を厳しくするためとは言え、それ が果たして適切な手段なのか他の方法はないのか、当事者でない契約者は疑問に思 っている。 というのは、この規約変更を契機に当事者との対立が今後ますます先鋭 化するのではないかという心配と、NHK改革の最中にこのような場外での闘い(裁 判など)に不必要なエネルギーや諸経費を貴重な受信料をそのために使ってほしく ない。 そもそも現放送法は、70年前のTVのないラジオ時代をベースに 1950年(昭和25 年)に施行された法律で、その後必要な改正はその都度実施されたとはいえ、本館 に別館を増改築し続けた老舗の旅館の如く、屋上屋を架することの繰り返して先を 見据えた法律にはなっていない。 特に放送と通信が融合する今のネット時代に適 した法律とは言い難い。 そもそも放送法は「第3条」の如く理念や概念を基本にし た書きぶりが特長で、改正放送法第64条の3項・4項のような、「罰則規定」や 「受信契約の申込み期限」というような生々しく具体的かつ細かく指示する項目は 殆どない。 その意味でもこの10月に施行された受信契約の条項に定められた事項 を規定する第64条は例外的かつ特異な条文で、視聴者には重要な内容なのに、存 在そのものが周知徹底されているとは言えない。 その中で問題なのは、改正法では割増金の上限を「2倍」と定めているのに受信規 約第12条では2倍と規定。 なぜ上限一杯の2倍になるのか半額ではなぜダメなの かその根拠を示してほしい。 国内類似法の水準を根拠にしたようだが、国内類似法 とは具体的に何を指すのか明確にする必要がある。 先の総務委員会では電気・ガ ス料金の延滞割増金を参考にすると答弁していたので電気・ガスのことのように だが、生活に不可欠なライフラインの電気・ガス料金と、ライフラインとは言えないNHK

	<p>の受信料とを同列に扱うことが適切なのかどうか問われている。国会でもその議論はしていない。素案の対応では、割増金は一律に請求するのではなく、個別事情を総合的に勘案しながら運用するとの説明があっても、個別毎の事情や状況は違うので、その対応方法が適切なのかは外部からわからない。法制化する以上、そのチェックを内部の裁量に委ねるのではなく経営委員会のチェック機能が働くようその報告を義務化し、その結果も公表する規定に修正する必要がある。</p> <p>それ以上に、視聴者の関心が強く要望も多いスクランブル放送が実現すれば、死文化するような罰則規定も、訪問によらない営業活動の推進の必要性もなくなるので経費を大幅かつ容易に削減することができる最善の方法とも言える。条文を個別に審議するのではなく、その視点による総合的な判断にも期待したい。時代が要請しているとも言えるスクランブル放送をなぜ頑なに拒否し続けるのかの問いに対して、NHK オンラインのよくある質問集では次のような説明をしている(現在この項目はなぜか削除されている)。“なぜスクランブルを導入しないか”(前段省略、以下)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スクランブルをかけ、受信料を支払わない方に放送番組を視聴できないようにするという方法は一見合理的に見えますが、NHK が担っている役割と矛盾するため、公共放送としては問題があると考えます。 ●また、スクランブルを導入した場合、どうしても「よく見られる」番組に偏り、内容が画一化していく懸念があり、結果として、視聴者にとって、番組視聴の選択肢が狭まって、放送法がうたう「健全な民主主義の発達」の上でも問題があると考えます。 <p>などの説明に対して、“一見ではなく完全に合理的や、NHK の役割とは矛盾しないやスクランブルを導入しなくとも「よく見る番組」しか見ていないや、NHK の価値を認めない視聴者まで強制する必要はない”などの反論がある中、言い訳にしか聞こえないような論理がいつまで通用するかわからないが、強い要望がある以上多様な声を真剣に受け止め誠実に対応する責任が NHK にはあるはず。再検討してほしい。</p>
個人	<p>今回の改定では、受信料の徴収がより厳しくなる方向であると思います。 そうであるならば、受信料が二重支払いになっているケースについても、正しく精算するようにすべきだと思います。 私も先日母親の受信料について問い合わせをしたときに、届け出日からしか料金の変更をしないし、たとえ二重払いになっていたとしても返還はしませんとのことでした。 今どき二重払を精算しない組織など聞いたこともありません。 公共放送だといひ、強制加入だといっておきながら、二重払いすら是正しない。二重払いの片方は不当利得です。この不当利得を懐に入れてしまうのは、まっとうな企業とは言えない。恥ずかしくはありませんか。 受信料の徴収を強化するのであれば、きちんと精算でき、まっとうな規則を設定されることを希望します。 ちなみに私のケースでは 母親が老人ホームに入居、それまで払い続けていた受信料は当然必要と考えそのまま支払いをしていました。 当該老人ホームは、受信料をホームの負担で支払いをしていました。そのことを知らず払い続けていたため、二重払いになっていました。10月からホームの支払いから入居者個人の支払いに変わるという通知を受け、二重払いを確認しました。NHKには、二重支払いがあることを伝えましたが、いったん収納した受信料は返還しないとのことでした。 ホームへの入居したことによる住所変更はNHKに連絡しており、当該建物の受信料はホームが負担しているにもかかわらず、母親のところにも請求が来るといってお粗末な話です。この部屋には二重に受信料が発生することになり、NHKは確認すらしなかったということでしょうか。 インターネットを「NHK 受信料 二重支払い」で検索すると多くの人が訴訟にまで及んでいる</p>

	<p>ようです。そもそも二重払いになっている人たちは、受信料を払うことを是認している顧客のはず、このような扱いを受けるいわれはないと思います。このような状況を放置して、料金を取るほうだけの改定は容認できないと思います。</p>
個人	<p>今回の改正で納付期限を定めたとしても、受信料という制度自体に納得がいかなければ支払うことはなく、割増し金という罰則のようなものを作ればさらにNHKに対する不信感が増えるだけではないか。放送法の趣旨も理解できるので、設置を前提とせず、例えば製造メーカー等に対し受信機出荷時に受信機料として課金をすることで受信機を購入するすべての法人、個人の負担とできることから公平性が高いのではないか。さらに、番組コンテンツに対して例えば500円/月(地上波)の受信料であればNHKの質の高い番組をぜひ視聴したいと考える方は多いと思われる。コンテンツ受信料を制度とできるならば、受信機を使用しないネット経由での配信サービスに課金しても、違和感が少ない。TV放送というコンテンツの維持のためにも、設置した受信機に対しての受信料という考え方にいつまでもこだわらな柔軟な経営を望みます。</p>
個人	<p>延滞料(受信料2倍)を請求できるという記載は異常だと思います。まず延滞料が受信料の2倍の額とする根拠を示していただきたいです。国営放送がそんな国民に負担を強いる政策を行うのは不信感しかありません。そもそもの受信料が高すぎるので生活を圧迫します。月1,000円以下に改訂していただきたいです。</p>
個人	<p>割増金については、現状、NHK番組内等でのアナウンスもなく(小生は見たことがない)国民に周知されているとはいいいがたく時期尚早、国民の認知されるようになるまでは控えるべき。認知についてはアンケートなどで判断要。</p>
個人	<p>解約についての明確な定義と条文が無い。「これまでのNHKの基本方針を変えない」この考え方がすでに間違っていると思わなければ、結果はおのずとみえます。非難の意見をねじ伏せるような受信規約が決定されないことを祈ります。</p>
個人	<p>受信料割増金について国民を脅すようなやり方で強制的に受信料取って理解してもらえんと思うのですか?むしろ、さらに反発を受けるってことに気付いてほしいです。若い人がテレビを持たない、もしくはチューナレステレビを持つことが何を意味するのかよく考えてください。正直、公共放送ならニュースや国会中継を無料で放映し、バラエティやドラマはBSのようにお金を取って見れるようにすることが一番だと思います。</p>
個人	<p>罰金は違法。法定金利を超えている。こんなものが認められると思うことが烏滸がましい。BSのように未払い家庭のTVに契約を促すテロップを流し、物理的にスクランブル化する事が望ましい。小さな子供や小学校で視聴する人が居るので、必要な人は必ず支払う。不要な人には、見せない。それが視聴率に惑わされない。公共放送です。Eテレのみ公共化し、他は民営化するくらいが丁度いい</p>
個人	<p>1) 割増金の倍数について 第12条の割増金については、金額上限を設けるか、割増金の倍数を2倍よりも低いものに設定することをご検討ください。受信契約を締結した後に未納であった者は、NHKから受信料を請求された場合、5年の消滅時効を援用することができるかと理解しています。一方、受信契約を締結していない方(解約、免除、その他不正)がNHKの受信料訴訟で敗訴した場合、5年を超えて、場合によっては何十年もの過去のテレビ等を設置した月以降の受信料全額の支払義務を負うこととなります。今の記載ですと、割増金も同期間に遡る可能性があります。ガスや水道と違いNHKは生活になくても支障がありません。放送受信を止められない環境が数十年と続いた場合、国民は高額な割増金を支払う義務が生じ著しい不利益を被る可能性があります。割増金の目的は、「公平負担の実現を期待して導入された制度」とのことですので、無制限の著しい罰則にならないよう規約にも上限或いは倍数を低く明記ください。 2) 利息に関する「事情により請求しない</p>

	<p>場合」について 今回の修正で、なぜ「事情により請求しない場合があること」を追記するのか説明をお願いします。(規約での定めと運用のズレを修正する目的でしょうか?) また、請求条件が曖昧なため、受信料の公正負担の観点(真つ当な視聴者が不利益を受けない)から、どのような場合に請求しないのか規約に記載をお願いします。現在の日本放送協会放送受信規約では、「延滞利息を支払わなくてはならない。」と義務規定となっています。それを考えると、この利息は全額請求し会計上も未収入金で計上すべきものかと思えます(回収できなければ、貸倒れ金等の費用計上)。一方、NHKの損益計算書を見ましたがそのような勘定科目がなく、この利息は実際に請求し会計処理も行われているのか説明下さい。また、NHKの集金人の皆さんは不払いの方に利息を請求しているのでしょうか? もし規定が実態にあっていないので修正するのであれば、さりげなく変更するのではなくなぜこのような規定と運用に差が出たのか説明して下さい。現規定「第12条の2 放送受信契約者が放送受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、所定の放送受信料を支払うほか、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を支払わなくてはならない。」</p>
個人	<p>私は現在、居住する地域に約30年前から住んでいるが、テレビ放送送信局と拙宅との間に山が点在し過去のアナログ波から現在のデジタル波移行後も地上波がまったく受信ができない難視聴地域である。このため当地に居住当初からNHK地方局に対し、その対応策を求めてきたものの何ら対策が講じられることもなく最終的に近隣住民で話し合いを行った結果、大きな金を出し合い共同アンテナを設置し現在に至っている。その後も共同アンテナの維持管理のための相応の経費負担を強いられてきていること等もあり、引き続き地元地方局に対しサテライト局設置や共同アンテナ維持管理費の補助等々について文書及び電話にて申し入れを続けてきたものの何らまともな回答を得られることなく今日まできている。NHKとの受信契約根拠は、放送法第64条であることは理解しているが、その前にNHKの業務として放送法第20条5項により「協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。」と規定されているところ、その放送電波さえ受信できないばかりか、これまでの再三の申し入れに対し永年にわたり対処策等を全く講じられることなく、法27条に定める苦情処理さえ行うことなく放置し続けられる状況に、他と同一に受信契約を結び受信料の支払いを行わなければならない必要性が一体どこにあるのか。まったくもって理不尽極まりないこれまでの扱いに地域住民のNHKに対する怒りはおさまるところか、今般の放送法改正にあたり罰金制度までも導入する様子にただただ呆れるしかない。そんな中、日頃空き家状態であることを理由に受信契約していないお宅があるが、そこにたまたま家の管理のため高齢の者が帰宅しているところに、NHK下請けの勧誘員が訪れ、「裁判するとNHKは絶対勝つ」とか、「負ければこれまでの高額な受信料を払わねばならない」等々、高齢者の不安を煽るヤクザごとき言動で受信契約を迫ったことで地元住民が大騒ぎした事例もあった。NHKは問題山積である。今や我々はNHKという文字を見聞きしただけで辟易する。色々書きだせばきりがないのでここでやめるが、今回の意見として公共放送及び国民の公平な受信料負担云々を標榜とするのであれば、放送電波を受信できない地域に対しても丁寧かつしっかりした対処策を講じるとともに、その根拠としてこの度のNHK規約改正にあたりこれらのことを盛り込みことを強く要請するものである。(規約に盛り込む案文は協会で策定されたい。)</p>
個人	<p>最初に、私は受信料を払っている契約者で、NHKの番組は好きだし公共放送はあるべきだと思っています。また、●●の支持者ではありません。今回意見を提出する理由は、NHKの受信料制度を守るために国民と敵対する態度に危機感を感じ</p>

	<p>じたからです。デフレで所得があがらない世の中で、固定支出であるNHKの受信料は高く感じられ、国民の間に不満が高まっているのは客観的な事実です。しかし、NHKはそのことに向き合わず、受信料制度という既得権益と組織を守るため政府に付度し、ほんのわずかな値下げと引き換えに国民に対する罰則を強化する選択をしました。これは絶対に間違っています。このままいけば、受信料のネット課金で国民の怒りは爆発し、NHKは完全に信頼を失って解体されるかもしれません。NHKは、もっと誠意をもって国民と向き合うべきです。具体的には、受信料を大きく値下げするための「国民の目に見える」努力が必要です。例えば…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公平性を担保しつつ、CM広告を解禁して収益分の受信料を値下げする。 ・全国にある地方局を廃止して業務を民間の地方局へ委託し、削減した維持費のぶん受信料を値下げする。 ・受信料徴収の外部委託に代わる仕組みを作って経費を削減し、そのぶん受信料を値下げする。 <p>他にも削減できるところは削減して現在の受信料を半額以下にすれば、国民の反NHK運動は沈静化して和解できるでしょう。また、開発した技術やアーカイブを民間に解放するなど、公共放送としての「公共性の強化」も必要です。金儲けをするなどは言いませんが、儲けた分を積極的に分配しなければ公共放送として存在意義を疑われることとなります。国民の支持を得ることができれば、政府からの独立性を高めるために、自ら放送法の改正の提案も可能になると思います。まとめると、受信料制度を守るために政府に付度して国民と対立するのではなく、受信料を半額に値下げする努力をして国民の強い支持を得る。これこそが、NHKがめざすべき公共放送の姿です。まずは、今回の懲罰的な受信料加算金ルールを取り下げることからはじめてください。NHKを国民から愛される組織にし、長く存続させるために検討をお願いします。</p>
個人	<p>解約や免除の申請に対し虚偽の内容で申請した時に通常の2倍の「割増金」を請求できることを明文化した。いずれもあいまいであった点を数字で示し見える化した点については評価します。割増金を請求する前に2割の未払者から受信料を取るほうが先ではないのか？ 割増金は罰金を意味するのか？ 虚偽の内容で申請した行為が罰金刑に値するというのか？ そんなことをすれば余計に払わなくならないか？ 第4条には今まで「設置の日に成立」→「設置者とNHKの双方の意思表示の合致の日に成立する」と一歩後退か？ 合致しないときは不成立で契約出来ずなのでは？ 私も合致しませんのでR5.4月不成立申請してスカパーに切り替えたいのですがよろしいですか？ NHKは受信料を徴収する必要性の根拠を「NHKが特定の勢力、略 するため」としている。総務省にも左右されないということか？ NHKが公正で質の高い番組を制作出来ているのかどうか？ それには民営化し民放と同じ土俵について競争して視聴率という数字で勝負すればいいと思う。過去の歴史は電電公社→NTT, 国鉄→JR, 専売公社→JT, 郵政→JP/日本郵政グループ, 道路公団→道路関係4公団民営化と変わっていった。いまだに国営放送→民放へと代わっていないのはNHKしかないのでは？ 昔の名前で出ていますのNHKを変えるには●●●●●氏の「郵政民営化」&「道路関係4公団民営化」に続く●●●●●氏の手腕に期待します。●●●●●氏に「NHK民営化にセクシーに取り組んでほしい」を強力に推進してもらうしか方法はないようですね。NHKをぶっ壊すのおじさんもいいと思いますが国会では●●●●●氏ほどの力はないようですね。あっちの選挙にフラフラ、こっちの選挙にフラフラでは解決するような簡単な問題ではないです。でも選挙結果を見ると得票率が2%以上あるんですね。結構期待している人は多いのですね。誰もが相手にしない政党とっていましたがNHKに意見する人は結構の数なのです。NHKに不満を持つ人が得票率を上げた可能性があります。NHKにはそれだけの力があるのです。びっくりです。ここでアンケートに以下の点を記入し提</p>

	<p>出。 1. 旧態依然のNHKから抜け出し民放土俵に立って民放として出直してほしい。上から目線の法律に守られて動きの鈍いNHKであってほしくない。親方日の丸にどっぷりつかり過ぎ。スクランブル放送希望の国民の声に耳を貸さないNHKに失望している。 2. 国民が渴望していない、望んでいない電波を勝手に発砲しておいて受信料の有無を言わせず徴収するやり方は許せない。スカパーのようにスクランブル化放送すればいい。見たい人から金をとり見ない人まで金を請求することはやめてほしい。携帯電話を持っているが、ワンセグのあの見るに堪えない画面で受信料を請求するという行為が許せない。NHKの常識を超える非常識判断。災害放送、Jアラートはスマホ、携帯、民放、有線放送、防災無線、abemaTV、YAHOO ニュースで充分みられる+聞こえる。昭和初期ころならまだしも現在では情報関係は一変した。昔のころは通用しても現在のように高度に発達した通信関係ではNHKの優位性はない。NHKの使命は終了した。1日も早くNHK民営化、スクランブル化を期待しています。誰もが口を酸っぱくしてNHKのスクランブル化を期待しているのに一向に耳を貸さないNHKは親方日の丸の生き残りです。早く生まれ変わってください。ネット接続されているパソコン、携帯電話等は将来的に同時ネット配信が進めば受信料を徴収されるようになるかもしれません。パソコンにTVが写らないものを買っても「拡張ボードを買って差せば写る」から払えとなるでしょうね。いらねっちけーでもフィルタを外しスルーすれば写る、基板を変えれば写るので払えとなるでしょうね。ここまでくると泥試合です。泥試合をやめてスクランブル化をすればすべて平和的に解決します。NHKをぶっ壊す人は失業します。テレビ視聴時間が減少し、受信料が割高だと感じる人が多い中で色々な意見があります。私は24年3月BS2波が一本化されるが全廃止してはどうか。経費節減してください。スカパーセレクト5が1,980/月だから地デジにスクランブルをかけてくれればNHKを辞めて750円追加でスカパーセレクト5に乗り換えたい。1日も早くスクランブル化してほしい。自分が見たいchなら金は出すが、勝手に放送しておいて、見たくない番組を放送して金を払えは受け入れられない。オリンピック、サッカーW杯、大リーグ等は放送権利料が高騰の一途をたどるので放送を断念する代わりに受信料を下げますで意見募集してはどうか。</p>
個人	<p>【第12条】についての意見 この度の新制度は、受信契約の申込み及び締結に応じない者に、高額な割増金の存在を知らせることで自主的な契約を促し、未契約の状態が続くのを抑止し、受信料の公平負担が実現されることを期待した制度と理解できます。しかし、第12条の不正があったにもかかわらず割増金を「請求することができる」としたのかだけでは、自主的な契約を動機付けられるか疑問です。放送法と同じ徴収と表現するのが妥当であり、付帯決議においても「～場合にのみ徴収を行うこと」と書いてあります。NHKは運用について、これまで通り理解いただき納得の上で契約いただき、個別の事情を勘案しながらとの方針だが、不正に対して徴収という強い表現を使わず、この様な請求するか否かの基準も明らかでない運用では、割増金の対象と倍数を明確に規定することで担保した公平性が損なわれると考えます。懲罰の要素を全くもたないとしたら、効果は乏しいものと思われまます。不透明にならないためにも、割増金に該当する場合、段階を経て請求は一律に行い、その上で徴収は個別事情を勘案が妥当だと思えます。請求権の乱用はあってはならないことです。NHKは規定に基づき、割増金および延滞金を公平に義務として請求する観点から、受信規約素案、第12条1項、第12条2項、について「請求することができる」という記載を「請求しなければならない」もしくは「徴収することができる」に変更すべきと考えます。【第12条の2】についての意見 変更前の規定は受信料のほか延滞利息の支払い義務とあり、これまでは契約者を主体に義務付けていたものを、素案にて「請求することができる」と規定し</p>

	<p>たのは、NHK主体により徴収されるものと思われます。請求権の恣意的な運用となれば、営業による契約ツールとしての利活用が危惧されます。このため運用は、公平負担の趣旨を踏まえ契約者の自主性を損なわないよう、延滞した受信料を請求する場合の延滞利息は金額未定のまま共に一律請求することとし、実際に徴収する若しくは徴収しない判断は、個別事情を勘案のうえ決めていただきたいです。</p>
--	--